

○飯塚市平成 15 年集中豪雨災害援護資金貸付要領

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市告示第 87 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、飯塚市平成 15 年集中豪雨災害援護資金貸付要綱(平成 18 年飯塚市告示第 86 号。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(借入の申込み)

第 2 条 要綱第 1 条の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名、生年月日及び世帯の状況等
- (2) 貸付けを受けようとする借入希望額
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 住家等を復旧する工事見積書の写し
- (2) 被害家財の購入見積書の写し
- (3) 借入申込者及び保証人の世帯状況、所得の状況、住民票及び市民税の課税等を公簿等により確認することの承諾書

(被害の認定)

第 3 条 要綱第 2 条に規定する被害は、住家の全壊、流出、半壊若しくは埋没、床上浸水による被害等とする。

(保証人)

第 4 条 要綱第 6 条第 1 項の保証人は、1 名とする。

(調査)

第 5 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害状況、市民税及び県民税の課税状況その他の必要な事項について調査を行うものとする。

2 前項の被害状況の調査については、飯塚市災害対策本部が実施した被害状況等調査に代えることができる。

(貸付けの承認)

第 6 条 市長は、資金を貸付ける旨の承認をしたときは、貸付承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。

2 市長は、資金を貸付けしない旨の決定をしたときは、貸付決定不承認通知書(様式第 3 号)により借入申込者に通知するものとする。

(工事完了等の届出)

第 7 条 貸付承認書の交付を受けた者は、工事完了後、工事請負契約書の写し、又はこれに代わる請求書の写しに、復旧後の現場写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 家財の購入にあつては、購入業者の請求書の写し又は領収書の写しを提出しなければならない。

(貸付ける金額の決定)

第 8 条 市長は、前条の届出を受理したときは、内容を審査の上貸付ける金額を決定し、貸付金額決定通知書(様式第 4 号)を交付するものとする。

2 緊急に資金が必要な場合など特別の事情があると認められるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、特別な事情の申立書(様式第 15 号)でその理由を確認の上、請求書の写し等については第 2 条第 2 項の見積書写しをもってこれに代え貸付ける金額を決定し、貸付金額決定通知書を交付することができるものとする。

(借用書等の提出)

第 9 条 貸付金額決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、すみやかに保証人の連署した借用書(様式第 5 号)に、借受人及び保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 借受人は、前項のほか、返済計画書(様式第 6 号)を提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書等の提出があつたときに、貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅延なく返還するものとする。

(繰上償還)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 7 号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、要綱第 8 条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする

ときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予する期間、その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第 9 号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 10 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 14 条 要綱第 9 条の規定により、災害復旧資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は償還免除を受けようとする理由を記載した償還免除申請書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還できなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を承認したときは、償還免除承認通知書(様式第 12 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 13 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 15 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更等)

第 16 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、すみやかにその旨を氏名等変更届(様式第 14 号)により市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 17 条 この要領に定めるもののほか、資金の貸付けの手続き等必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。